

公益財団法人SOMPO美術財団

2025年度事業計画

(2025年4月1日～2026年3月31日)

I 方針

1. SOMPO美術財団のパーパス

“安心・安全で信頼される美術館として 芸術文化で心豊かな社会をつくり 芸術文化を未来へつなぐ”

＜社会に提供する3つの価値＞

- 多様性のある人材やつながりにより、芸術文化の今と未来をつくる力を育む
- 身近な美術鑑賞の場の提供により、人々の感性と知的好奇心を刺激する
- ≪ひまわり≫をはじめとするコレクションを守り、活動成果とともに未来に残す

2. 事業計画の骨子

パーパスの実現に向けて、“SOMPOらしさ”を活かした取組を行い、社会に貢献する。

＜パーパスの実現に向けた2本柱＞

- 美術館で実体験できる「個性的で魅力的な展覧会」で、心豊かな社会をつくる。
展覧会の開催や館蔵品等の貸与を通じ、広く一般に美術作品鑑賞機会を供することで、文化芸術の振興と国民生活の向上に寄与する。
- 芸術文化の知見を活かして、社会課題の解決に取り組む。
芸術文化の人づくり(美術鑑賞教育の普及支援や美術家の支援等)や福祉分野での芸術文化の活用等を通じて美術界の持続的発展に寄与する。

II SOMPO美術館関係事項

2026年7月8日に開館50周年を迎えるにあたり、パーパスに即した新宿における美術館のプレゼンスアップを目的に、SOMPOホールディングスと協議のうえ、「SOMPO美術館50周年プロジェクト」を立ち上げている。実施期間は2026年1月から2027年2月末までとし、当年度はその準備と開幕の年とする。

1. 美術館で実体験できる「個性的で魅力的な展覧会」で、心豊かな社会をつくる。

＜1＞ 美術作品の収集、保存、公開(博物館法第13条第3項)

(1) 展覧会の開催(博物館法第13条第6項)

以下の5つの展覧会を開催し、年間232日間開館する。

藤田嗣治 7つの情熱

会期:4月12日(土)～6月22日(日) 開館日数:62日間

共催:日本経済新聞社、J-WAVE

大正イマジユリィの世界(仮称)

会期:7月12日(土)～8月31日(日) 開館日数:44日間

共催:毎日新聞社 TOKYO MX

モーリス・ユトリロ展

会期:9月20日(土)~12月14日(日) 開館日数:74日間

共催:朝日新聞社

モダンアートの街・新宿(仮称)

会期:2026年1月10日(土)~2月15日(日) 開館日数:32日間

共催:東京新聞、TOKYO MX

※本展をもって開館50周年を記念する展覧会の開幕とし、開会式は50周年記念式典を兼ねる。

FACE展2026、絵画のゆくえ2026 ※同時開催

会期:2026年3月7日(土)~3月29日(日) 開館日数:20日間

共催:読売新聞社

(2)展覧会鑑賞支援

- ① 展覧会出品リストや作品解説等を充実させ、展示室における日英表記のほか、QRコードによる多言語表示や情報提供方法の多様化を図る。
- ② 展覧会図録を作成・販売する。
- ③ 鑑賞ガイドの作成や夏休み期間における小学生へのワークシートの配布、学芸員によるギャラリートーク等を実施する。

(3)館蔵品・資料・文献の収集・整備(博物館法第13条第1項第3号)

- ①作品収集に関する事項
 - A. 公募コンテスト「FACE2026」において、グランプリ受賞作品を収蔵する。
 - B. 館蔵品及び展示作品に関連した資料・文献を収集する。
 - C. 50周年の記念となる作品取得の検討を開始する。
- ②館蔵品展示
 - A. 《ひまわり》は3階展示ケースにて常設展示する。
 - B. 原則として、展覧会に併設して館蔵品展示スペースを確保する。
 - C. 独自にパッケージ化した東郷青児企画展の地方美術館での開催を支援する。
- ③作品保存に関する事項
 - A. 館蔵品のメンテナンスやクリーニング、額の改善等を実施する。
 - B. IPM(総合的有害生物管理)による作品保全を図る。
- ④作品・資料等のデータ整備
 - A. 館蔵品デジタルアーカイブスでの作品画像公開は2026年度の完成を目指す。
 - B. 東郷青児関連資料は、目録化と権利整理を行い、2028年度にデジタルアーカイブスの完成を目指す。
 - C. FACE入選作品全てを網羅したデジタルアーカイブス(作品画像及び作家紹介)を日英2か国で作成し当館ウェブサイトで公開する。第一弾として、本年3月に「FACE2024」の入選作品を公開した。
- ⑤その他
東郷青児、東郷たまみの著作権管理を管理規程に基づき適正に行う。

(4) 館蔵品の貸与(2025年2月末現在の予定)

貸与期間	貸与作品
2025年1月～4月	東郷青児《ビルヌーブ・ルーベ》《自画像》
2025年3月～6月	ルノワール《帽子の娘》
2025年4月～6月	東郷青児《パラソルさせる女》 〃 《超現実派の散歩》
2025年5月～12月	ゴーギャン《アリスカンの並木路、アルル》 岸田劉生《虎ノ門風景》 ホルスト『ファン・ゴッホ展』(1892年)カタログ》
2025年6月～2026年4月	東郷青児《子供》《ベッド》《自画像》
2025年6月～8月	奥村土牛《朝顔》
2025年9月～	東山魁夷《潮音》
2025年11月～2026年3月	ルノワール《浴女》
2025年9月～11月	東郷青児作品約30点、ルオー版画1組14点

(5) 調査・研究(博物館法第13条第3項)

① 運営委員会の開催

当年度も館長の諮問機関である運営委員会を開催し、展覧会に関する意見収集等を実施する。

② 図録・書籍の執筆、講演

展覧会図録や解説書、美術書籍の執筆・監修等に関与するとともに館蔵品等に関する講演等の依頼には積極的に協力する。

③ 企画・研究力の向上

学芸アドバイザーによる指導体制を継続するほか、国内外美術館の視察・交流や共同研究、作品調査、研修等への参加を推進する。

④ 2027年に刊行予定のSOMPO美術館50年史の編纂に着手する。

<2> 展覧施設の運営管理(博物館法第13条第5項)

(1) 施設運営

① 当年度から祝休日の月曜日に開館した場合の翌平日を休館とし、新たな取組や作品貸与作業、設備点検等の日数を確保する。

② 当年度から観覧料の「学生割引」を「25歳以下の割引」に変更し、青少年の来館を促進する。前年度に引き続き、高校生以下又は18歳未満の観覧料は無料とする。

③ 当年度も展覧会(FACE展、絵画のゆくえを除く)会期中、毎週金曜日の開館時間を20時まで延長するとともに年間パスポートの発行により、西新宿のビジネスパーソンや新宿区民等の来館促進を図る。

④ 日時指定制は導入せず、館内での当日券販売とオンライン等による事前購入券の併用や、当館ウェブサイトやSNSでの混雑情報のリアルタイム発信等により、館内の混雑緩和を図る。

⑤展示室での作品撮影については、エリアや点数を制限することにより、撮影に伴うトラブルを減らすとともに鑑賞に専念したいというニーズとのバランスを取る。

⑥運営スタッフの安定的な人員確保と業務の質の向上を図るとともに、事業会社やビル管理会社とも連携し、災害の発生や非常時等の対応力を強化する。

(2) 来館者サービスの提供

①ミュージアムショップの運営

芸術文化の振興と展覧会への理解を深めることを目的に頒布品の充実を図る。また、環境負荷軽減のため、過剰包装を減らし、紙やバイオマス素材の包装を取り入れるとともに、商品の入荷数を調整し、廃棄量の軽減に努める。

②ミュージアム・カフェ等の運営

美術館来館者に対し、ミュージアム・カフェや自動販売機による飲食物の提供、販売を行う。カフェは、展覧会会期中（FACE展、絵画のゆくえを除く）の土日祝日に営業し、セルフサービス式で飲物と焼き菓子を提供する。なお、ミュージアムショップの混雑状況により営業休止を判断する。

カフェにおいても環境配慮型商材を使用し、食材の廃棄を減らす取組を強化する。

(3) 50周年プロジェクト

美術館外周や館内の造作等で50周年を盛り上げるとともに、ミュージアムショップやカフェ等でオリジナルグッズや新宿所在店舗等とのコラボレーションを展開する。

<3> 広報活動

(1) 50周年プロジェクト

50周年を記念するロゴマークを作成し、広報や頒布品等に使用するとともに、他の団体と連携して当館や新宿区内で各種イベントや広報活動を展開し、当館の認知度向上を図る。

(2) 累計来館者数700万人突破

当年度において、開館後の累計来館者数が700万人を突破する見込みであり、記念品贈呈や情報発信等の対応を実施する。

(3) マスコミ・自治体等との連携

①マスコミ等への働きかけや取材対応を行い、新聞やウェブサイト等での記事掲載により当館および展覧会の認知度を高める。

②東京都や新宿区、西新宿エリアマネジメント事務局や西新宿コンソーシアム、観光協会等と連携し、来館者の誘致を図る。

③世界の文化施設を紹介するアプリ等を活用し、海外への情報発信を強化する。

(4) 当館ウェブサイト、SNSによる情報発信

①50周年特設ページを開設し、記念展覧会の開催やイベント等の告知を開始する。

②展覧会予告動画の配信やSNSやメルマガによる情報発信を計画的に実施し、展覧会の認知度を高める。

③フォトスポットの設置や作品の撮影許可等により、来館者による情報発信を促す。

(5) 広告の実施

交通広告や新聞広告のほか、WEB広告やSNS広告を積極的に活用し、広報媒体の多様化を進めるとともに、費用対効果を意識して媒体の取捨選択を行う。

2. 芸術文化の知見を活かして、社会課題の解決に取り組む

<1> 福祉分野での芸術文化の活用

介護サービス事業大手のSOMPOケアと連携した高齢者施設への鑑賞動画の提供を継続するとともに、SOMPOグループのシンクタンクと連携し、高齢者の美術鑑賞に関する調査・研究を進める。また、当館ウェブサイトでも鑑賞動画を公開し、美術館への来館が難しい方たちに鑑賞機会を提供する。

<2> 美術鑑賞教育の普及支援

- (1) 新宿区との覚書に基づき、(公財)新宿未来創造財団やガイドスタッフ等と連携し、「対話による美術鑑賞」を実施、新宿区立小中学校の美術鑑賞教育を支援する。
- (2) 休館日に一般向けの対話による鑑賞会を実施し、多様な鑑賞方法の支援を通して来館者ニーズを把握する。
- (3) 新宿区以外の学校、国・地方自治体等からの美術鑑賞教育に関する視察・支援依頼に対しては、可能な範囲において協力するとともに他の美術館等との交流を深め、当館の活動に活かしていく。
- (4) ガイドスタッフを新規に採用・養成するとともに、ガイドスタッフ全員を対象にした研修会・講演会を開催し、スキルアップを図る。

<3> 美術家の支援、表彰

(1) 「FACE2026」の全国公募コンテスト

全国公募した作品の中から審査会で入選作品約60点とそこからグランプリを始めとする受賞作品9点を選考し、「FACE展2026」に展示する。25歳以下の申込料無料と30歳未満を対象にした「U30フロンティア賞」により、青少年の出品を促進する。

また、表彰式・内覧会を開催することで、作家と美術評論家やマスコミ、マーケット等がつながる場を提供する。なお、次年度にグランプリ・優秀賞受賞者4名によるグループ展「絵画のゆくえ2027」を開催することで、受賞後の制作活動を支援する。

コンテストの審査員は当館館長のほか以下の4名である。

椿玲子氏(森美術館キュレーター)

森谷佳永氏(神奈川県民ホールギャラリー学芸員)

秋田美緒氏(国立西洋美術館研究員)

田中龍也氏(群馬県立近代美術館学芸員)

(2) 「SOMPO美術館賞」の授与

将来性ある美術家を表彰することを目的に、美術団体が実施する公募展の平面作品に「SOMPO美術館賞」を授与する。当年度に開始する第二期における授与団体は第一期と同じ以下の22団体とし、授与の対象年齢を60歳から50歳以下に変更した。次回の授与団体見直しは3年後を予定している。

【第二期(2025年～2027年)授与団体】

水彩連盟、(一社)示現会、(一社)創元会、(一社)光風会、(一社)春陽会、
モダンアート協会、(一社)東光会、国画会、(一社)太平洋美術会、
女流画家協会、(一社)旺玄会、現代美術家協会、(一社)日洋会、
(公社)日本水彩画会、(公社)二科会、行動美術協会、一水会、新制作協会、
独立美術協会、(一社)二紀会、白日会、(一社)日本版画協会

<4> 油彩画等の保存修復の取組

日本における油彩画等の保存修復や国内の修復人材育成への貢献を目的に、当年度は損保ジャパン所有作品のコンディションチェックによる企業特有の損傷傾向の取得やデータベース構築作業を進めるとともに、要員体制や修復室の整備、「美術品ドック」の仕組みづくりを進める。

3. ネットワークの構築・活用等

<1> ネットワーク構築・活用

- (1) 50周年プロジェクトを機に、新宿区や新宿所在企業への働きかけを強化し、西新宿エリアの再整備や新宿のまちづくりに貢献するとともに、地元店舗や飲食店等との新たな連携を模索する。
- (2) 展覧会の魅力を高めるため、国内外の美術館との関係強化や情報交換に取り組むとともに、社会課題解決のため大学や企業とも連携を模索する。
- (3) 文化庁や日本博物館協会、全国美術館会議、私立美術館会議等の所属団体のネットワークや情報を企画や美術館運営、広報活動等に活用する。

<2> デジタルの活用

- (1) 当館ウェブサイトを効率的、効果的にリニューアルするため、閲覧者ニーズや他館との比較調査等を行い、今後の改修計画を策定する。
- (2) 来館者向けサービスや鑑賞ツールのデジタル化を進めるとともに、作品の高精細画像の活用に向けた検討を開始する。
- (3) オンラインチケットシステムから得られる来館者の属性情報やアンケートから収集された定性情報を分析し、美術館運営や広報活動等に活用する。
- (4) ネットレジを活用してチケットやミュージアムグッズ、カフェの販売状況等を分析し、来館者ニーズを把握するとともに機会損失や不良在庫の軽減に取り組む。

<3> 公共への協力

国、地方自治体、教育機関あるいは美術研究者等からの調査・研究への協力依頼、施設及び資料提供等の要請に対し、前向きに協力する。

Ⅲ 一般事項

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をはじめとした諸法令の改正を受け、財団の定款及び諸規程等を見直し、適切な法人運営に努める。
特に、4月に開始される新しい公益法人制度や公益法人会計基準等への対応を優先して検討・実施する。(新会計基準等の対応期限は2028年度まで)
また、2023年4月の改正博物館法施行に伴う新登録制度下での博物館登録については、できる限り速やかに東京都へ申請する。(旧制度における経過措置期限は2028年3月末)

【公益法人制度改正の概要】 —内閣府資料より抜粋

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、自律的な経営判断が尊重されるとともに、透明性が高く信頼性が高い仕組みへと見直す取り組みです。

- 財務規律の柔軟化・明確化 (より自由な資金活用)
 - ・収支相償原則・遊休財産規制の見直し
- 行政手続の簡素化・合理化 (より柔軟な事業展開)
 - ・変更手続の見直し、申請手続・処理の見直し
- 自律的ガバナンスの充実、透明性向上 (更なる信頼確保)
 - ・3区分経理(公益目的事業、収益事業等、法人運営)の原則化
 - ・情報開示の拡充
 - ・ガバナンスに関する見直し

2. 災害やパンデミックに備え、作品保護と来館者の安全を最優先に、事業ごとの継続実施について判断するとともに、有事に対応できる職場環境や要員体制を整備する。
3. 行政手続等電子申告・電子申請に取り組むとともに、契約書等の電子署名への対応や事務局における事務処理の電子化、効率化を推進する。

以上